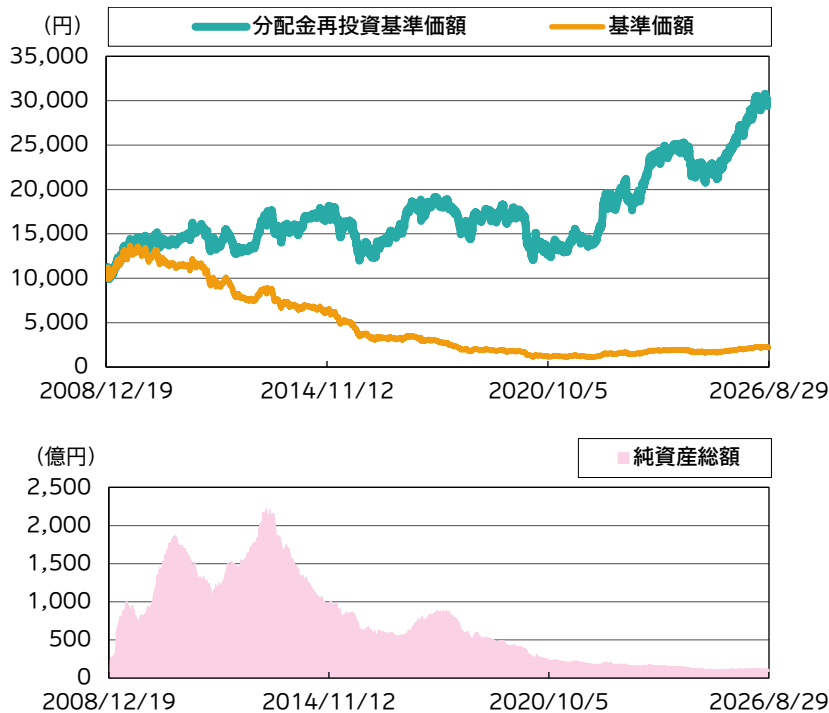


運用実績

運用実績の推移

(設定日:2008年12月22日)



※基準価額は、信託報酬控除後の価額です。設定前営業日を10,000円として指数化しています。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

基準価額・純資産総額

	当月末	前月末
基準価額(円)	2,230	2,268
純資産総額(百万円)	11,577	11,906

※基準価額は、1万口当たり。

	基準価額(円)	基準日
設定来高値	13,736	2009/08/10
設定来安値	1,129	2021/12/21

※同一の基準価額が複数ある場合、直近の日付を表示しています。

騰落率(税引前分配金再投資) (%)

1ヵ月	-1.5
3ヵ月	-0.5
6ヵ月	3.8
1年	21.8
3年	25.4
5年	104.6
10年	99.1
設定来	199.6

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。

※各期間は、基準日から過去に遡っています。また、設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

分配金の実績(税引前)(直近1年分)

期	決算日	分配金(円)	期	決算日	分配金(円)
第199期	2025/09/08	3	第205期	2026/03/09	3
第200期	2025/10/08	3	第206期	2026/04/08	3
第201期	2025/11/10	3	第207期	2026/05/08	3
第202期	2025/12/08	3	第208期	2026/06/08	3
第203期	2026/01/08	3	第209期	2026/07/08	3
第204期	2026/02/09	3	第210期	2026/08/10	3
設定来累計分配金					13,948

※分配金は、1万口当たりの金額です。

※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ポートフォリオ構成 (%)

ユニバンク・ブラジル・ソブリン・エヌアールアイ投資証券	92.8
短期公社債マザーファンド	1.0
現金等	6.3

※組入比率は、純資産総額に対する割合です。

※現金等の中には未払金等が含まれるため、比率が一時的にマイナスとなる場合があります。

ユニバンク・ブラジル・ソブリン・エヌアールアイ投資証券の内容

※イタウ・ユニバンク・アセット・マネジメント・リミタダのデータを基に委託会社が作成しています。

資産構成比率 (%)	
公社債	100.0
キャッシュ等その他	0.0
先物取引	-29.0

※組入比率は、組入外国籍投資信託証券の純資産総額に対する割合です。

※先物取引は、公社債に対する割合です。

※公社債比率は、計理処理上100%を超える場合があります。

※先物取引は、主に価格変動リスクの軽減を目指して利用しています。

ポートフォリオの状況

最終利回り(%)	12.12
平均クーポン(%)	2.42
平均残存期間(年)	4.04
デュレーション(年)	1.79
デュレーション(ヘッジ後)(年)	2.82

※組入外国籍投資信託証券の運用利回り示唆・保証するものではありません。

※最終利回りは、キャッシュを含めたものです。最終利回りは、当ファンドの利回りとは異なり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※デュレーションは、債券価格の金利変動に対する感応度を示す指標です。この値が大きいほど、金利が変化した場合の債券の価格変動が大きくなります。

種別組入比率 (%)

	種別	組入比率
1	変動金利国債	62.5
2	物価連動国債	28.9
3	利付国債	6.9
4	割引国債	1.7
	合計	100.0

※組入比率は、外国籍投資信託証券の組入証券評価額に対する割合です。

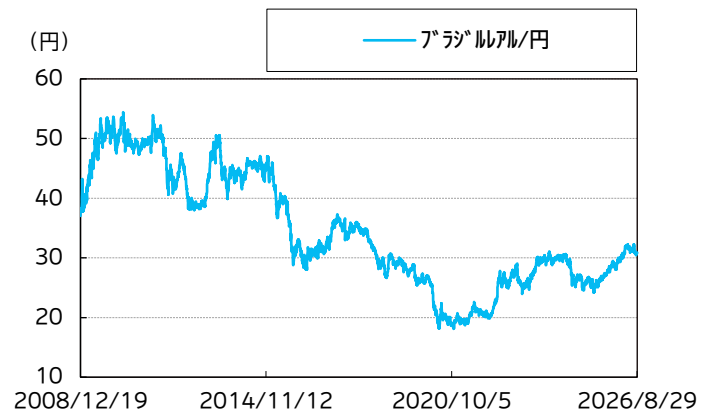
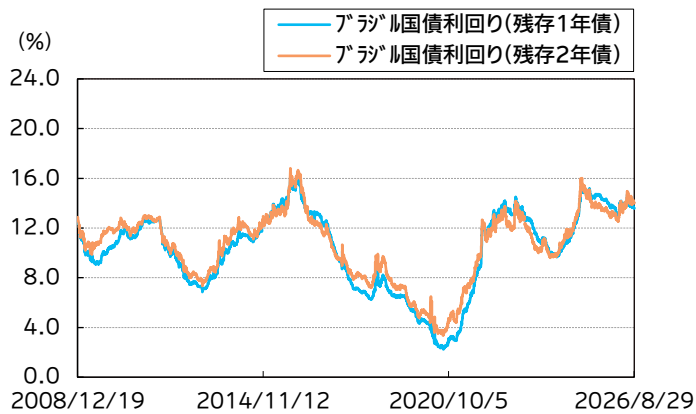
組入上位10銘柄 (組入銘柄数 28)

	銘柄	最終利回り(%)	償還日	組入比率(%)
1	LFT (変動金利国債)	13.85	2028/03/01	21.5
2	LFT (変動金利国債)	13.70	2027/09/01	20.3
3	NTN-B (物価連動国債)	7.95	2028/08/15	8.9
4	LFT (変動金利国債)	14.07	2028/09/01	6.6
5	LFT (変動金利国債)	13.59	2027/03/01	6.6
6	NTN-B (物価連動国債)	8.04	2032/08/15	4.6
7	LFT (変動金利国債)	14.37	2029/09/01	3.9
8	LFT (変動金利国債)	14.23	2029/03/01	3.7
9	NTN-B (物価連動国債)	7.90	2035/05/15	2.8
10	NTN-B (物価連動国債)	7.49	2050/08/15	2.3

※組入比率は、外国籍投資信託証券の組入証券評価額に対する割合です。

※当該個別銘柄の揭示は、銘柄推奨を目的としたものではありません。

市況動向



※ブラジル国債利回りは、ANBIMA(ブラジル金融資本市場協会)発表の数値です。

※為替は、Bloomberg等のデータを基に委託会社で作成。

マーケット動向とファンドの動き

■基準価額の変動要因

債券市場は底堅かったものの、ブラジルレアル(以下、レアル)が対円で下落したことから、基準価額(分配金込み)は下落しました。

■市況概況

【ブラジル経済】 景気は底堅いながら鈍化の兆しもみられる。

失業率は前月対比で低下し、引き続き低水準で雇用環境は良好です。小売売上高、鉱工業生産指数ともに前年比伸び率が拡大しました。製造業PMI(購買担当者景気指数)、サービス業PMIともに前月対比で低下し、両指数とも景気判断の境目である50を下回りました。消費者物価指数の前年比伸び率は鈍化し、中銀のターゲットレンジの上限を下回りました。

【債券市場】 利下げ観測の高まりから、中期セクター中心に金利上昇圧力がかかる。

ブラジル債券は、8月上旬の金融政策委員会で利下げを実施しましたが、インフレリスクについて、「上下双方に振れる可能性は通常より高く、上振れリスクに傾いている」との認識を示したことなどから、中期セクター中心に金利上昇圧力を受けま

したが、利息収入を勘案するとプラスのパフォーマンスでした。

【為替市場】 日米協調介入による円の急騰を受け、レアルも対円で下落。

為替市場では、日米協調介入により円が月初に急騰したことを主因にレアルも対円で下落しましたが、その後は、方向感なくレンジで推移する展開となりました。

今後のマーケット見通しと今後の運用方針

■市況見通し

【ブラジル経済】

ブラジル経済は、雇用環境は依然良好であり、景気も底堅く推移していますが、鈍化の兆しもみられます。トランプ政権による新たな関税の影響、また大統領選挙で財政規律を度外視した歳出拡大競争が起こるかどうかなどが注目されると考えています。

【債券市場】

ブラジル中銀は、8月に4会合連続の利下げを実施し、「変化する情勢を引き続き注視する」としましたが、インフレリスクについては、「上下双方に振れる可能性は通常より高く、上振れリスクに傾いている」との認識を示しました。債券市場は、今後の金融、財政政策に加え、中東における地政学リスクの動向、トランプ政権の関税政策、大統領選挙等の影響を受ける可能性があります。

【為替市場】

足下のブラジル経済は底堅い一方で、トランプ政権の関税政策に加え、中国経済の鈍化傾向はブラジル経済にマイナスの

影響を及ぼすと思われます。レアルは、中東における地政学リスクの動向、トランプ政権の関税政策、大統領選挙等の影響を受けやすく、対円でも変動幅が大きくなる可能性があると考えています。

■ユニバンコ・ブラジル・ソブリン・エヌアールアイ投資証券(ブラジルレアル建)の運用経過および今後の運用方針

当ファンドの投資対象である「ユニバンコ・ブラジル・ソブリン・エヌアールアイ投資証券」は、レアル建てのブラジル国債を高位に組み入れて運用し、金利変動リスクを考慮しながら、安定したインカム収入の獲得を目指してポートフォリオを維持しました。今後の運用に関しては、財政並びに金融政策の動向を睨みながら、イールドカーブの形状などを注視し、機動的にポートフォリオを構築していく方針です。

※マーケット動向とファンドの動きは、過去の実績であり将来の運用成果等をお約束するものではありません。また、見通しと運用方針は、作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、原則、四捨五入して表示しています。

※当資料中の各数値等は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。

「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

ファンドの特色

主として投資信託証券に投資し、長期的に安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

1. 主としてブラジルリアル建てのブラジル国債に実質的に投資を行い、長期的に安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

- 原則として為替ヘッジを行いません。

2. ファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

- ブラジル籍外国投資法人「ユニバンコ・ブラジル・ソブリン・エヌアールアイ」(以下「ブラジルボンド・ファンド」という場合があります。運用:イタウ・ユニバンコ・アセット・マネジメント・リミタダ)投資証券と国内投資信託「短期公社債マザーファンド」(運用:アセットマネジメントOne)に投資を行います。
- ※ イタウ・ユニバンコ・アセット・マネジメント・リミタダは、イタウ・ユニバンコ・エス・エーの100%子会社で、資産運用業を営んでいます。イタウ・ユニバンコ・エス・エーは、2008年、ブラジルを拠点とするユニバンコ銀行とイタウ銀行の統合によって生まれたブラジルの大手民間銀行で、同金融グループはラテンアメリカ地域で最大の規模を誇る金融グループの1つです。
- 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、ブラジルボンド・ファンドの組入比率は原則として高位とすることを基本とします。
- ※ ブラジルボンド・ファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(分配方針)

原則として、毎月8日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

- ◆ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- ◆ 分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を行うことを目標に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆ 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※ 運用状況により分配金額は変動します。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

【ブラジルへの投資にあたってのご留意事項】

- ◆ ブラジルでは、国外からの債券投資に伴う為替取引については、送金額に税金(IOF:金融取引税)が課せられる場合があります(2026年6月末現在の税率は0%)。当ファンドでは、投資者のファンド購入により運用資金が増加すると、債券投資のために為替取引(送金)を行います。この際に発生する税金は当ファンドの投資信託財産全体で負担することになり、基準価額の下落要因となります。ブラジルにおける為替取引への課税は、多くの場合、導入、撤廃、あるいは税率の変更が事前の猶予期間なく行われます。また、過去においては、換金に伴う為替取引について税金が課せられたことがあります。この場合も、基準価額の下落要因になります。
- ◆ 当ファンドでは、為替取引に伴う税負担による基準価額の下落を回避、あるいは軽減するため、購入や換金について、追加設定時信託財産留保額(購入時)または信託財産留保額(換金時)、あるいはその両方を設けることがあります。これら留保額は、原則として、為替取引に課せられる税に相当するものとして委託会社が定める率を基に算出した額となります。ただし、税制変更を直ちに反映するものではありません。また、投資信託財産からみて為替取引の規模が比較的小さいと判断される場合には、これら留保額の適用を見送ることがあります。2026年9月8日現在においては、追加設定時信託財産留保額および信託財産留保額は設けていません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

● カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

当ファンドは実質的にブラジルの債券などに投資しますが、一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。

● 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、当ファンドは新興国通貨建証券に実質的に投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。

● 金利変動リスク

公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

● 信用リスク

公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

● 流動性リスク

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

● 特定の投資信託証券に投資するリスク

当ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資法人を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

● 投資対象ファンドにかかる税制変更のリスク

当ファンドが組み入れる外国投資法人の設定地および当該外国投資法人が投資を行う国において、税制などの変更があった場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口＝1円)	信託期間	2028年12月8日まで(2008年12月22日設定)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)※ただし、為替取引にかかるブラジルの税制変更によって、追加設定時信託財産留保額がかかる場合は、購入申込受付日の翌営業日の販売基準価額(追加設定時信託財産留保額があらかじめ含まれた価額)となります。	繰上償還	当ファンドが主要投資対象とするブラジル債券・ファンドが償還した場合または以下に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。 ・ブラジル債券・ファンドの主要投資対象が変更となる場合 ・ブラジル債券・ファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・受益権の総口数が30億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。		
換金単位	販売会社が定める単位		
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額※ただし、為替取引にかかるブラジルの税制変更によって、信託財産留保額がかかる場合は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額となります。	決算日	毎月8日(休業日の場合は翌営業日)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。	収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。		
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・サンパウロ証券取引所の休業日 ・サンパウロの銀行の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。		
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。		

ファンドの費用

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.85% (税抜3.5%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 ※ただし、為替取引にかかるブラジルの税制変更によって、追加設定時信託財産留保額がかかる場合は、販売基準価額(追加設定時信託財産留保額があらかじめ含まれた価額)となります。
追加設定時信託財産留保額・ 信託財産留保額	2026年9月8日現在、ありません。 ※ただし、為替取引にかかるブラジルの税制変更によって、追加設定時信託財産留保額または信託財産留保額、あるいはその両方がかかる場合があります。

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	・実質的な負担: ファンドの日々の純資産総額に対して最大で 年率1.57% (税抜1.45%)程度 ※上記はブラジルボンド・ファンドを100%組入れた場合の数値です。実際の運用管理費用(信託報酬)は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。 ・ファンド: ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.32% (税抜1.2%) ・投資対象とする外国投資証券: ブラジルボンド・ファンドの純資産総額に対して年率0.25%
その他の費用・ 手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有効証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用等 ※投資対象とするブラジルボンド・ファンドにおいては、有効証券等の売買手数料、外国投資法人の設立に関する費用等がかかります。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

投資信託に関する留意点

投資信託は、

- 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

- 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。また、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

委託会社およびファンドの関係法人

- ＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会
- ＜受託会社＞三菱UFJ信託銀行株式会社
- ＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください。

委託会社の照会先

- アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター 0120-104-694
(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)
- ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

販売会社一覧（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。

2026年9月16日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社筑波銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第44号	○				
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第6号	○		○		
株式会社佐賀銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第1号	○		○		
株式会社肥後銀行	登録金融機関 九州財務局長（登金）第3号	○				
株式会社東日本銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第52号	○				
株式会社トマト銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第11号	○				
株式会社沖縄海邦銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局長（登金）第3号	○				
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3283号	○	○		○	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第370号	○				
永和証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第5号	○				
株式会社SBI証券 ※4	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○	○	○	
岡安証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第8号	○				
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号	○	○			
株式会社しん証券さかもと	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第5号	○				
新大垣証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第11号	○				
みずほ証券株式会社 ※4	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第94号	○	○	○	○	
大山日ノ丸証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第5号	○				
楽天証券株式会社 ※4	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
東海東京証券株式会社 ※4	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号	○	○	○	○	
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第24号	○			○	
西村証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第26号	○				
日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第131号	○		○	○	
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第169号	○				
三豊証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第7号	○				
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第53号	○		○		※1
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長（金商）第18号	○				※1
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第15号	○	○	○		※1
北洋証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長（金商）第1号	○				※1
岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第170号	○	○			※1
野村證券株式会社 ※4	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○	※1
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第20号	○				※1

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

※4 一般社団法人日本STO協会にも加入しています。

（原則、金融機関コード順）

販売会社一覧（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。
○印は協会への加入を意味します。

2026年9月16日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		

- その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
 - また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
 - 販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- <備考欄について>
- ※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
 - ※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
 - ※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。
 - ※4 一般社団法人日本STO協会にも加入しています。

(原則、金融機関コード順)

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係（イメージ）

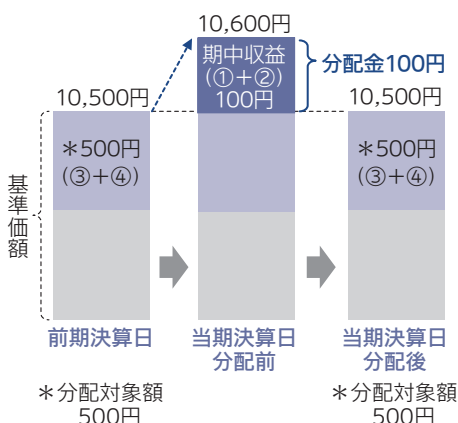
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後） ②有価証券売買益・評価益（経費控除後） ③分配準備積立金 ④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

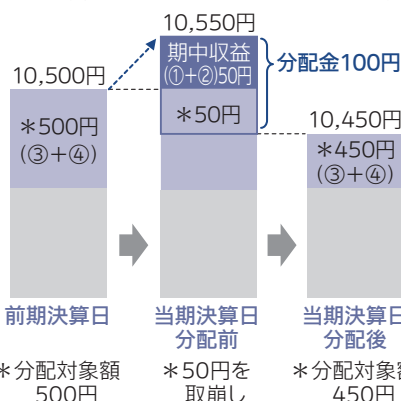
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA



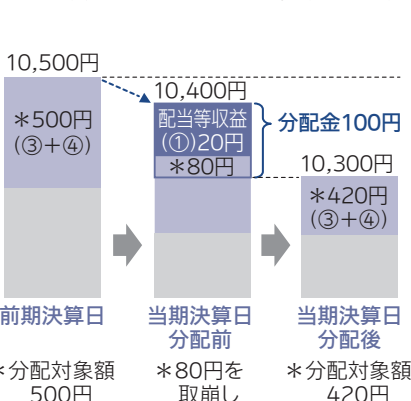
ケースB

<前期決算日から基準価額が上昇した場合>



ケースC

<前期決算日から基準価額が下落した場合>



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA	分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差	0円 = 100円
ケースB	分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差	▲50円 = 50円
ケースC	分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差	▲200円 = ▲100円

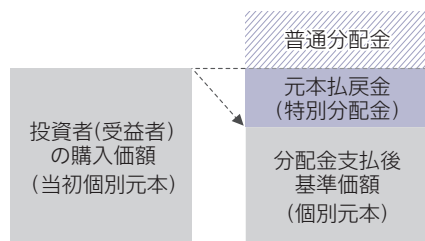
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

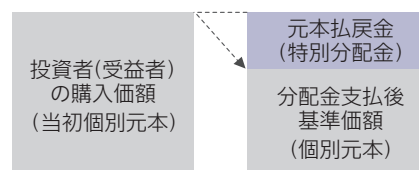
投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。